

出席停止（公欠扱い）となる学生の症状等

2020.04.03更新

症状など	出席停止期間と条件	その他注意事項
新型コロナウイルス感染者	治癒を証明する診断書が提出されるまで	感染が確認され次第学校に 電話 で報告する。
濃厚接触者に特定された人	接触日から2週間 以後、症状がなくなるまで（保健所の指示に従う）	濃厚接触者に特定され次第学校に 電話 で報告する。
37.5度以上の熱がある人	発熱から4日間 以後、症状がなくなるまで自宅等で休養する	4日以上熱が続く人は「帰国者・接触者相談センター」に相談し、指示内容をチューター（または学校）に報告する。 （解熱剤を飲み続けなければならない人も同様）
風邪の諸症状がある人	症状がなくなるまで自宅等で休養する	なお、重症化のリスクが高い人は2日程度続く場合に「帰国者・接触者相談センター」相談する。
強いだるさや息苦しさがある人	症状がなくなるまで（保健所の指示に従う）	ただちに「帰国者・接触者相談センター」に相談し、指示内容をチューター（または学校）に報告する。
重症化のリスクが高い人	医師に相談して個別に判断する	重症化のリスクが高い人とは、医療的ケアを必要とする人で、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患のある人や、透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤を用いている人、妊婦の人など。 医師の指示内容をチューター（または学校）に報告する。
入国（帰国）した日の過去14日以内に『検疫強化対象地域（※1）』に滞在歴（検疫強化対象国として追加された日以降の滞在歴）がある人	入国（帰国）の次の日から起算して14日間	該当者は直ちに学校に 電話 で報告する。
入国（帰国）した日の過去14日以内に『入管法に基づく入国制限対象地域（※2）』に滞在歴のある人	PCR 検査の結果が陰性になるまで	該当者は直ちに学校に 電話 で報告する。

帰国者・接触者相談センターの連絡先（厚生労働省のサイト）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

『検疫強化対象地域（※1）』および『入管法に基づく入国制限対象地域（※2）』の一覧表（厚生労働省のサイト）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html#Q1-1